

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県小山市・栃木県		
計画期間 実施期間	H20～H24 H20～H20	総事業費(交付金)	16,300千円(8,150千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		定住等の促進に資する目標及び事業活用活性化計画目標を設定しているため、法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		小山市総合計画実施計画等と調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		関係農業者の要望を基に事業を計画している。
事業の推進体制は確立されているか		地元土地改良区から推進員を選出し、連携を図りながら事業の推進を図る。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		基盤整備を促進することにより普農条件が改善されて、農業従事者の意欲と地域共同の意識が向上して定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		早期事業効果の発現が期待されるため、計画期間5年、実施期間1年は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付率1/2、交付限度額の範囲にある。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新たに施設整備して地域活性化を図るものである。
増改築等若しくは合体系又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		舗装道路10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企業100号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		平成19年度に費用対効果分析を含めた事業計画概要書を作成した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		総費用総便益比 = 1.31
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		実施要綱第3及び実施要領別表(1)生産基盤及び施設の整備、要件別7による。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業内容が基盤整備であり、目的外に使用されることはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としないか		最も有効な位置に計画して必要最小限の規模としている。
建設・整備コストの低減に努めているか		再生材(RC材)を採用する計画であり、コストの削減を行なう。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		優良農地が集積されており、基盤整備が不可欠である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか		現況の施設用地内で整備する。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		小山市総合計画実施計画等で策定
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		基盤整備後は小山市にて適切に管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		
他の事業との合併施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「」を記入すること

注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。